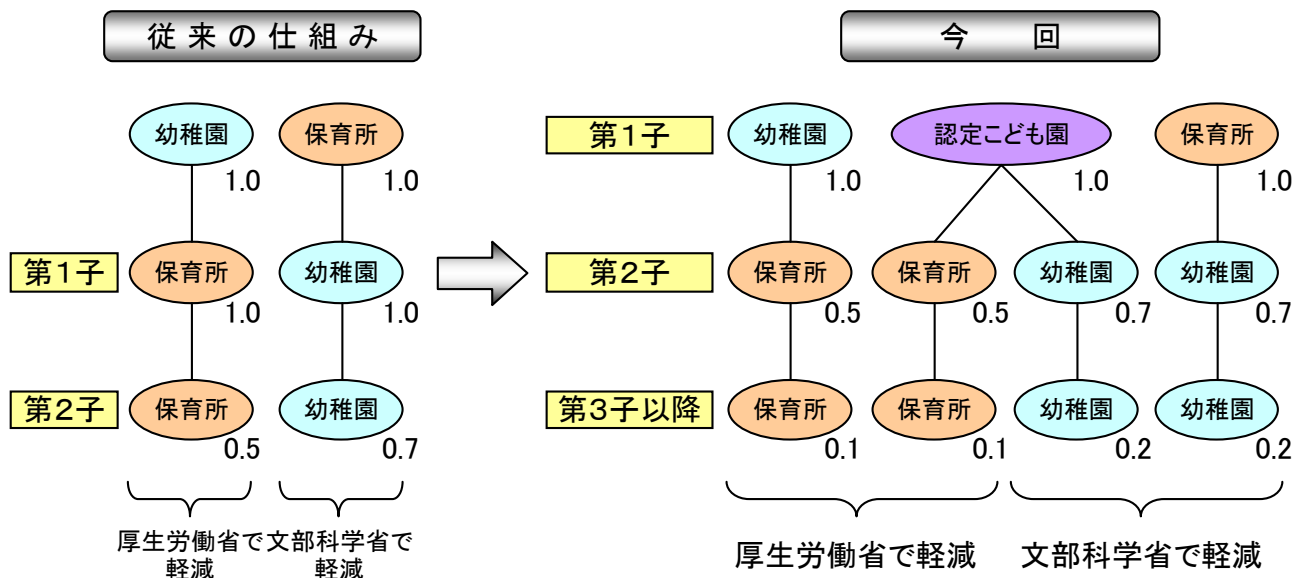


# 保育料の多子軽減について

幼稚園就園奨励費補助金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に幼稚園に就園している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.7、第3子以降は0.2に軽減している。

一方、保育所運営費国庫負担金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.5、第3子以降は0.1に軽減している。

平成19年度予算(案)においては、幼保連携の一層の推進を図る観点から、同一世帯から幼稚園、保育所及び認定こども園を利用している幼児全てを多子軽減の算定対象人数に含めることとし、第2子以降の保護者負担を軽減する。



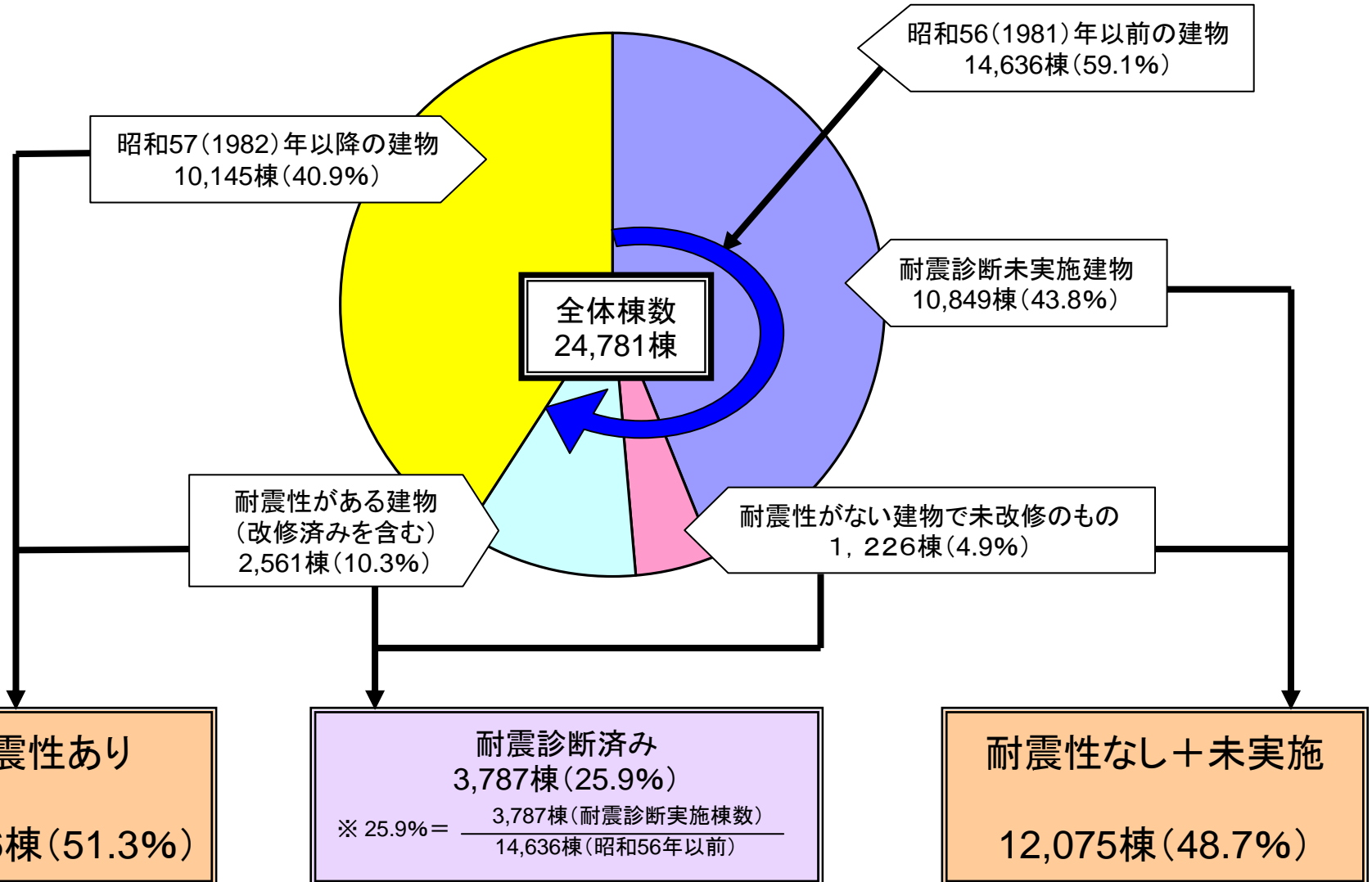
**【例：3人兄弟の場合における幼稚園就園奨励費の保護者負担割合】**

＜例1＞	＜例2＞	＜例3＞
保育所児(5歳の長女)：(1.0)	認定こども園(5歳の長男)：1.0 [幼稚園年長組]	認定こども園(5歳の長女)：1.0 [幼稚園年長組]
幼稚園年中組(4歳の長男)：0.7	幼稚園年中組(4歳の長女)：0.7	認定こども園(4歳の次女)：(0.5) [保育所児]
幼稚園年少組(3歳の次男)：0.2	幼稚園年少組(3歳の次男)：0.2	幼稚園年少組(3歳の長男)：0.2

(注) ( ) 書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合。

※上記のほか、幼稚園においては、小学校1・2年生に兄・姉を有する園児も第2子以降の優遇措置の対象となる。

平成18(2006)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



# 保育所の耐震化の状況 <都道府県分>

平成18年4月1日現在

